

登録番号

(登録番号は記入しないでください。)

【様式1】

分析機器利用申請書

年 月 日

大阪市立大学大学院医学研究科
共同実験機器施設 運営委員長 殿

申請者は、以下に示す規程及び大阪市立大学が定める機器使用上の注意事項、遵守事項等を厳守の上、利用することを誓います。

1. 大阪市立大学大学院医学研究科研究支援プラットフォーム共同実験機器施設
オープンファシリティ利用規程 (HP で公開)
2. 共同実験機器施設「分析機器利用登録」に関する遵守事項 (本申請書の裏面に記載)
3. 機器利用上の注意事項 (初回利用時に配布)

(枠内はすべてご記入ください。)

申請代表者 もしくは所属長	会社・団体名		公印
	申請代表者・所属長 氏名		
	会社・団体住所		
	電話番号		
利用者氏名	所属・補職 氏名		印
	所属先住所		
	電話番号		
	e-mail アドレス		
利用料 支払責任者氏名 (請求先) <input type="checkbox"/> 同上の場合はチェック	会社・団体名		
	所属・氏名		
	所属先住所		
	電話番号		
	e-mail アドレス		
利用機器 ご希望の機器に○印をつけてください。		クライオ透過型電子顕微鏡 (Tallos F200C G2)	
		凍結試料作製装置 (Vitrobot Mark IV)	
機器利用の目的・概要			

(注) ご提出の際は、必ず両面印刷の上、押印ください。

【決裁欄】

登録年月日	運営委員長	担当教員	担当係長	担当者	備考
年 月 日	印	印	印	印	

大阪市立大学大学院医学研究科共同実験機器施設

「分析機器利用登録」に関する遵守事項

下記の遵守事項に同意の上、分析機器等の利用登録を申請してください。

記

1. 分析機器利用にあたっては、利用者は事前に管理者と相談の上、「分析機器利用申請書」及び関連書類を提出する。
2. 承認を受けた内容に変更が生じた場合、利用者は直ちに管理責任者へ届け出ること。
3. 管理責任者は、利用者が利用規則等に違反したと認める場合は、承認の全部または一部を取り消すことができる。
4. 管理責任者は、利用者が機器を取り扱うための十分な知識等を有していないと判断したときには、いかなる時点においても作業等を中止し、利用を拒否することができる。
5. 試料および試薬等が毒物や法律等に触れるもの、機器を破損する恐れのあるものなどについては、機器利用者が責任を持って安全衛生にかかる情報を本学に開示するものとする。管理責任者および管理者が受入できないと判断したものについては、利用を拒否することができる。
6. 分析装置の故障などで測定できなくなった場合には、利用予定を延期することがあり、それに係る損害を利用者は請求できない。
7. 利用者は、機器利用に投じた必要費、有益費その他の費用があっても、これを本学に請求することはできない。
8. 測定で得られたデータは、本学が保障するものではない。そのデータを利用することにより生じた損害については、本学は一切責任を負わない。
9. 利用者は、管理責任者の承諾を得ることなく、機器の利用権を他人に譲渡し、または転貸してはならない。
10. 利用者は、その責に帰すべき理由により機器及びその関連施設または設備を滅失し、または損傷した場合は、自己の負担においてこれを原形に復帰し、また損害を賠償する。
11. 利用者は、その責に帰すべき理由により本学に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
12. 利用者は、機器の利用にあたって、関係法律を守り、安全衛生対策、事故防止等に十分な注意を払うものとする。また、利用者は、指定された場所以外に許可なく出入りすることを禁止する。
13. 前項に反して、利用者の過失により本人が怪我または病気をした場合は、本学は一切責任を負わない。
14. 管理責任者は、機器の利用について臨時に調査し、または利用者に対して所要の報告を求めることができる。この場合において、利用者はその調査を拒み、または報告を怠ってはならない。
15. 機器利用時間は、午前9時から午後5時までの管理者の勤務時間内とする。なお、利用当日、事前に管理者への受付を済ませること。
16. 利用者は、承認された時間内に清掃等を含め、すべての作業等を終了しなければならない。
17. 機器の利用に際しては管理者の指示または指導に従うこと。
18. 利用者は、毎月月末までに分析装置・利用時間等に係る申告書(様式5)に記入の上、署名または押印し、速やかに管理責任者へ提出すること。利用料等はこの申告書により算定される。
19. 請求書は、四半期ごとにまとめて発行されるので、利用者は請求書により利用料等を支払うこと。振込手数料は利用者負担とする。
20. 分析機器利用登録期間は、毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間とし、年度途中からの利用登録期間は、登録の許可日から年度末の3月31日までとする。したがって、分析機器の利用者は、各人が毎年、分析機器利用申請書を提出し、利用登録の許可を得なければならない。

以上